

第十回 参議院大蔵委員会會議録第三十号

(四〇五)

昭和二十六年三月二十九日(木曜日)午前十一時二十一分開会

本日の會議に付した事件

○鉦工品貿易公団の損失金補てんのための交付金に関する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○國稅徵收法の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○たばこ專賣法の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○復興金融公庫に対する政府出資等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○農林中央金庫法の一部を改正する法律案(衆議院送付)

○日本開發銀行法案(内閣送付)

○關稅定率法の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○委員長(小串清一君) これより大蔵委員会の第二十九回を開会いたします。

○鉦工品公団の損失金補てんのための交付金に関する法律案について御審議を願います。

○油井賢太郎君 大臣がお見えになっておりますから、一点お尋ねしたいと思いますが、鉦工品公団のいわゆる損失が約十七億出ています。そしてこれは解散の運命になつておるんでありますが、今日の日本の経済界におきまして、殊に非鉄金屬關係等が品物が拂底して自由に野放しにして置くと、そのほうの關係からいつての生産状況というのが、相当大きな影響が

あると思ひます。これに對しまして將來こういう公団が損失をするというやうなことから關連して、やはり政府機關というやうなものは設ける必要がないというふうな大臣は考へになるか、或いは場合によつては再統制又は政府機關を通じてこういう重要資材の取扱をするというやうな考へがあるか、この際ちよつとお聞きしたいと思ひます。

○國務大臣(横尾龍君) 只今の御質問に對してお答え申し上げます。再統制は極力避けるつもりであります。鉦工品公団がなくなりましたも、それに公団が持つておりますものは直接に使用者に売り渡すつもりであります。

この際お許しを得ますれば、一つお詫をいたしたいと思ひます。鉦工品公団の問題は御存じの通り新聞紙上を賑わしてあるものであります。所管しておる通産省といたしましては、國民に多大の損失を與えておることには對しましては、衷心から遺憾に存じておる次第であります。これに對しましては、貸倒れのものには極力回收をいたし、又早船事件に對しましてはできるだけ損失を少くするように取立てに努力いたしました。そして幾分なりとも在來の失策を取戻すということに努力したいと考へます。これを御了承願ひまして、御審議を進めて頂きたいと思ひます。

○油井賢太郎君 只今のお話で、統制は絶対しないと申されておるんですが、例えば鉦工品公団の手持の非鉄金屬

屬等の場合におきまして見ましても、時価といふゆる政府側の処分価格といふものとは相當違ふのです。そういうことによつて國家財政の上においては將來大きな含みがあるといふことも考へられるのですが、時価よりも特に相當安値で処分するということ自体が我々ちよつと納得がつかないのです。一方においては鉦工品公団の十七億といふものを一般會計から繰入して赤字を補填するといふし、その鉦工品公団の手持品の処理は、これは會計が違つて来る。貸倒會計になつてもやはり通産大臣の所管の中に入らなうと思ひますが、処理の方法によつてはこれらの赤字といふものは、もつと案に埋まつておるといふことは言われるので

す。そういう点がどうもちよつと納得がつかないんですが、統制がないと言つても入札売買というやうな際におけるやり方といふものについてはもう時価と勘案して、いわゆる政府の財政の上には影響を及ぼす方策をとられるのが當然じゃないかと思ひます。それとも又大臣としてはいわゆる國策産業というやうなものの將來の見地からかような措置をとられるのであるか、その点を明瞭にしておいて頂きたいと思ひます。

○國務大臣(横尾龍君) 最近に錫、鉛その他の金屬が非常に逼迫してゐることは、これは事實御存じの通りであります。公団の持つてゐるものを拂下げますものはそういう時価を勘案いたしました、それによつて入札いたしましたお

るのであります。高くなることは非常なことに恐れますけれども、併し時価によつて損失のほうの勘定科目は違ひましても補填することができると考へます。

○清澤俊英君 只今の御質問に關連してでございます。最近の新聞など見ると、今油井君が御質問しました通り、何かこういう申合せ値段のやうなやつで拂下げが行われてゐるやうなやつに聞いておりますが、大体それは隨意契約でやつておられるのですか、そこに中間価格といふものが出るわけはないのであります。それらの点は、どういふふうになつてゐるんですか、それをお伺いしたいと思ひます。

○説明員(石井由太郎君) 事務的なことでございまして、私からお答え申し上げます。錫、鉛の拂下げにつきましては先般も席上で御説明申し上げました通り、現在いわゆる市場価格として唱へられてゐる値段には錫三十万円、二十五万円といふ値段もございまして、又錫は三百五十万円、三百七十万円といふふうにも呼ばれてゐるのであります。が、これはこの二十日までには実は實際に取引はなかつたわけでありまして、と申しますのは、現物がなないといふので、ただそういう唱へがあつただけでございまして、鉛について申し上げますと三月の二十日に一番大きな鉛の山でございまして神岡鉛業といふやうな生産者が二十万円といふ建値を発表いたしました。これで一般に売出すことに相成りました。私どもの売値もこれらの価格を勘案いたしました二十万円という

値段を以ちまして、鉛の消費者であればどなたからでも申込に應ずるといふことにいたしました。売つてゐるわけでございます。従ひまして途中の仲介業者でありますとか、或いは商売人といふものには売りませんが、鉛管に使う、或いは水道工事に使うといふやうな直接商品でありますればその二十万円の価格を以てどなたにも無差別にお売りするといふ態度をとつてゐるわけでございます。錫について申し上げますと、これは先頃米政府の備蓄買上げを中止いたしましたニューヨーク相場、或いはシンガポール相場は非常に下つております。従ひまして為替の許可制その他が自由でございまして、且つ原料の國際割当といふものが自由にとられます。すれば、大体百四、五十万円の値段で入つて参るわけでありまして、その辺を考へ併せまして、政府が現在持つておりますけれども、別にこれは専賣といふ形式で持つておるわけじゃございせん。たゞ政府が持つておつたといふことだけでございまして、これを非常に釣上げまして、二百七十万円、二百八十万円で売るといふことは産業を主管しております官庁といたしましては適當でないと思ひまして、これを海外相場と睨み合せて百五十万円といふもので、これ又錫はメッキに使うとか、或いは合金に使うといふやうな需要者でございまして、どなたでも広く公開して売る、無差別に売るといふ態度を以て売つておるわけでありまして、従ひましてこの辺については公告

をいたしまして、こういう条件を備えておる者は申込んで参れ、そうすればすぐ売る、こういう形をとつておるわけでございます。

○清澤俊英君 結局そうすれば、申込に従つて随意契約で売りになつておる、こういう結論になりますか。

○説明員(石井由太郎君) お説の通りでございます。

○清澤俊英君 そこで巷間に伝わつておることありますが、今まで鉱工品の拂下げについては非常に詐術が行われた。こういうことで業者間に盛んに言われておるのですが、そういうような点に対して、今までにそういうものがあつた、そういう疑いのあるようなことがあつたと思つておられるかどうか。例えて見ますれば、一つの山の中に非鉄金属が相当ある、それを大体屑鉄だというようにことで拂下げられていくという形式がとられている。こういうことを盛んに業者などが言つておるのですが、そういう点まではあなたたがタッチしておられるとは考えられないが、そういうような疑いのあるものが今まで気付かれていたかどうか。

○説明員(石井由太郎君) これ又事務的なお話のように伺いますのでお答え申し上げます。鉱工品貿易公団において持つております錫、鉛等をめぐりましてそういうような詐術が行われたやの由は我々の耳にも頻々として入つております。従いまして今回の売渡しにつきましては、そのような誤解或いは不当な損害を受けられるかがあつては困ると思ひまして、通商産業省の公報に公告いたしました、又新聞にも公告いたす考えでございますが、こういう條件で申込んで来ればいかがわしきブ

ローカー等を使わなくても買えるのだ、ということを一様に公示いたしました、それによつて公正な売渡しが行われるようにしたいと考えております。

それから御指摘の第二点でございますが、相当の非鉄金属等の合金を屑鉄の値段その他で拂下げておるというやうなことでありますが、他のところは存じませんが、貿易公団に関する限りはそういうやうなものもございませんし、又事実もございません。

○清澤俊英君 先日故錫の随意契約を一部業者のほうでしてもらいたい、こういう諸願も出ておるのであります。が、それらのものに対してその實際使う故錫業者の一部随意契約というものはどうも取扱いかねるから、どうしても公入札で行くのだ、こういうやうな御答弁があつたと思うのですが、これは諸願小委員会の際にそういう御答弁があつたと思うのです。そうして見ますならば、全部をやはり公入札の形式でやるのが本当じやないかと、こう考へておるのですが、それを一部のものでは最低価格で行なつたか、妥当価格とまでは行かんが、とにかく価格を定めてそれで随意契約が出してある。一部のものはどうしても公入札の方式をとつて行くというやうな形をとられるのはそれはどういふわけですか。

○説明員(石井由太郎君) 故錫についてのお話ですが、これは私どもの所管ではございませんで、恐らくは産業復興公団又は特別調達庁等にかかる問題じやなかろうかと思うのでございますが、これについては実際の需要家から随意契約による買入の申込に対しては全部これを公入札にしてある。ところ

が錫、鉛のごときはこれを随意契約で一定価格で無差別で売るといふのは方針として食い違ふのではないかという点であります。が、故錫のほうをどうして入札にいたしましたのかは私も直接存じていないことでございますが、ただ我々と同じやうな場合にぶつつかつたといひまして考えられますことは、錫、鉛のごときはすべて品位が一定いたしまして、例えば鉛九九・九五%、錫九〇何%という製品でございます。従つて国際相場その他でいわれる正しい時価というものをつかみ出すのでございまして、故錫のごときは錫鉄の含有量でございまして、或いはその他の他の金属類の含有量と言へば紙屑と同じやうであります。パルプのやうな製品でありますれば値段が一定しておりますが、紙屑になりますと、なかなか値段がつかめないというやうな問題もございまして、その辺についての疑惑或いは不正というのを避けるために大勢の眼で見積らして売るといふ制度、即ち公入札によつてい

るのではないかと私は会計の衝に立つてい

る者の解釈をいたしましては解釈されるわけでありませう。

○清澤俊英君 今のはあなたの所管とは違ふということですが、それから又所管も違つておりますが、最近飼料公団等の持つております大豆の拂下げ等に對しまして非常に高い価格をきめて公入札をやつておられる。それから市場事情等を中心にして手持品が非常に高く見積られていのであるからというので、随意契約の方式をとつてもらいたいという話をしておりますけれども、会計検査院のほうはそういう契約の仕方は非常に間違ひがある、こ

うふう非常にやかましく言われるので、大体公入札をやつてい

るのだ、こ

ういうふう

らず空で立つてい

るのだ、こ

ういうふう

であります。

○國務大臣(横尾龍君) 今のお話御尤もなお話と存じますが、今錫、鉛、それからニッケルなどは、今申上げましたように非常に少ないのです。そうして直接需要者が欲しい。仲介を入れないで、実はどこを何トン、どこを何トンと細かく区分いたしまして、そうしてこれだけ大体要るだろうという想定の下にそこに許可をして拂下げしていいのです。それは通産省公報にずっと載っているのをごさいます。ですからそれでやるのが今お話のような相場が変動するから、相場が変動したときに適当な相場をやつたほうがいいのではないかと、これも考えられますが、余りそういうようなものが高くなりまして、余りというものは、公団手持を……、公団としては利益になりますけれども、一般から見まして好ましくないじやないか、そういう考え方もかなりございまして、そうして本当にそういう業者が要るだけの量を拂下げをする、こういう方針で行つていられるのをごさいます。

○愛知揆一君 議事進行について……、鉱工品貿易公団の損失補填金の問題につきましては、先ほど通産大臣からお話がございましたような関係もありまして、大体この辺で直接関係する質疑は終了したものとして採決を行われんことの動議を提出いたします。

○委員長(小串清一君) 如何ですか、今の動議について賛否を決しますか……。

○松永義雄君 これは先に延ばして、五月に延ばすというふうな私のほうではないが、よそから出ておるくらいであつて、それを急に今日採決すると

いうのは……今日くらいはせいゝ質疑をするということ……。

○委員長(小串清一君) それではあと二十分ないのですから、議場に入らなければなりません、これはきめないうが、いいというお話ですが、今動議が出ておるのですから賛否を明らかにして下さい。

○油井賢太郎君 私はこの法案についての審議というものはまだちよつとかやつていない。もう少しこれは検討していいと思ひますね。

○清澤俊英君 私は油井君と同じで、この議事進行状態なるものをもつと見なければならん、これは今すぐどうしても通さなければどうという法案でもなさそうなので、一カ月くらい延びたつてどうという重要性がないと思ひますから、そう急いでやらんでいいと思ひます。

○油井賢太郎君 今の件については私は一カ月くらい延ばすとか、延ばさないうことではなくて、もう少し検討したらどうかということをお願いしたのであつて、この三十一日開会までに間に合はなかつた場合にどういう措置をとるのか、専門のほうの当局から御説明を伺いたい。

○委員長(小串清一君) 当局の御見解はどうですか、どういふ不安がありますか。

○説明員(石井由太郎君) これは専ら会計技術の問題になるのでございまして、御審議願つております十六億幾らの損失の補填金の中に四千四百万円という公団の経費の問題が入つております。公団は清算に入つておりますから清算法人として存続いたしておるわけございまして、四月一日以降約百五

十人という人間を以て、債務の取立て、或いは訴訟の継続などという……なことをやつて行くわけでございます。この法律が通りませんと、四月一日から直ちに経費を補給する途がなくなるわけございまして、その点について大きな困難になる、こういう点があるわけございまして、以上の損失を補填する、これは形式的な問題に相成るわけございまして、二十六年年度予算に一応は見込まれておる案件でございますので、会計年度の開始と同時に施行し得る法律的基础が作られるべき問題と考えます。

○油井賢太郎君 今のお話の四千四百万円というものは九月の三十日までの費用なんです。それから収入のほうを見ますと、保管品の売却代とか、什器、備品売却代というのが三千万円くらい、雑収入もありまして……保管品は十七億四千万円ですが……、それから備品とか雑収入を合せて三千万円くらいあるのです。そうすると四千四百万円プラス、三千万円という費用というものは、そんなに必要はないのではないかと、これで間に合うのではないかと、思いますか……。

○説明員(石井由太郎君) 先ず保管品の売却代でございますが、これは公団が私に使うことができないものでありまして、そのまゝ一般会計の公団等の整理収入のほうに入つて来るのであります。備品、什器の売却代は基本財産に属するものでありまして、これは売ると同時に一般会計に入れなければならん基本金の返還になるのであります。従いまして公団といたしましては責任支出のような形を以て経理をしなければならんわけでございますが、保

管品の売却代は別に国庫に納め、基本金は別に納付するものとしますと、公団といたしましては所要の経費を責任支出するベイスとなる収入がない、こういうことに相成るわけございまして、どうしても四月一日の会計年度の発足と同時にこの法律案によつて補填を願わなければならん分があるわけございまして。

○小林政夫君 今の油井さんの御意見は私もあるわけですが、緑風会としては重大な関税定率についての法案を通したいわけですが、それはあちらでもOKをとる関係もあつて、今度のこれは今ちよつと審議を休憩してもらつて、関税定率法の審議を願いたいと思ひます。

○吉田法晴君 現在食管法の問題が本会議で討論されておりますが、あともう幾らもないと思ひます。採決に入りますし、質疑を続行することを止めて、本会議に出て食管法の採決をして、然る後に一つやつてもらいたいと思ひます。食管法の討論にしましては、私どもの党も展開しておるし、時間がありますから、ここで委員会を休憩して、本会議に入ることをお願いいたします。

○委員長(小串清一君) 只今のお話は、十二時まではよいという向うから通知がありまして、まだ十分あります。ですから如何ですか。小林君のように関税定率法についてまだ公式に会議はしませんけれども、これをOKをとる関係上、これをやるか。これをOKをとつてきめるといふなら急がなければならんと思ひますが、このほうに廻しても十分しかないので、このほうで……と呼ぶ者あり) 済むか済まないか

やつて見なければわかりませんが、御説明を願つたらどうですか。ちよつとこの案の審議は一時中止します。

○油井賢太郎君 さつき、実はこの法案を、通産大臣が来て、それで一応挨拶をするということ、成るべくなら早く上げてもらいたいという申入れがあつて、大臣わざ／＼来てもらつたのですが、それで大臣に対する質問がないなら、あと事務的なことですから、その点だけは明確にして、大臣も忙しいのですから……。

○委員長(小串清一君) 大臣が忙しいので無理に來てもらつたのですから、そう長くおとめすることはちよつと困ると思ひますが、ですけれどもそれをやつておると、今関税の問題をこれを早くきめないと今OKをとりに行かなければならんから……。

○佐多忠隆君 あと関税定率法のやつは十分で済みますか。済むならば今すぐ済ましてやつて然るべきだと思ひますが……。

○委員長(小串清一君) それじやこの法案はこれでやめますが、よろしうございませうか。

それじや関税定率法の説明をお願いいたします。

○杉山昌作君 御説明申上げますが、昨日こども話が出ました、すべての産業近代化に要する機械の輸入を一年間無税にしようという法案でありまして、昨日もお話が出ました通りに、時間一ぱい上げるまでに一生懸命やろうじやないかというところで、通産省、大蔵省のかた／＼と相談いたしまして、案文を作つたわけでありまして、一応読んで見ますならば、

6 関税定率法別表輸入税表第十六

類に掲げる機械類のうち左に掲げる要件をそなえるもので、政令で定めるものの輸入税は、政令の定めるところにより、昭和二十七年三月三十一日までの輸入については、これを免除する。

一 新式又は高性能の産業用機械類で、わが国において製作が困難であること。

二 わが国経済の自立達成に資する産業の用に供する機械類であること。

7 前項の規定による輸入税の免除を受けた機械類を輸入した者が当該機械類をその事業の用以外の用に供した場合に、政府は、その者から国税徴収の例に依り輸入税を追徴する。

8 第六項の場合には、関税法(明治三十二年法律第六十一号)第百一條ノ二第三項の規定を準用する。

この8項は今入れたのですが、これはその機械類を設備し、使っているところへ税関吏があとから行つて、事実使っているか、使っていないかの検査をするという條文なんです。検査をすることができるといふ問題……。

○委員長(小串清一君) ちよつとお諮りしますが、もう或んど時間がありませんが、この前は、この間の非公公式の相談では、政府の意見が違つてゐるのでは、それはしょうがない。併し大蔵省と通産省合議の上で日本の経済発展のために特別のそういう機械はむしろ無税でも入れたいのだから、一カ年だけでもやるといふことの御相談ができればなら、さうしようといふお話を、この間散会の際にお話合つたので、それ

で今日双方の御意見もきまつたというので、只今杉山委員の御説明があつたのですから、これだけは取入れたらどうですか。……じやこれはきめなないで置きますか。

午後十一時五十四分休憩

午後零時十八分開会

○委員長(小串清一君) 休憩前に引続きまして會議を開きます。先刻杉山委員より御説明になりました関税定率法の一部を改正する法律案の一部を更に修正するという意見は大体皆さんにおわかりになつたと思ひますが、なお不明な点は提案者にお聞きになつて、さうしてこれを成るべく早くきめて頂きたいと思ひます。

○吉田法晴君 この重要機械何とか法案というのを向うで考えられておつたけれども、それが流れそうになつたので、成立困難なので、税金について免除の措置をとつてもらいたいという御意見が出て来たと思ひます。その点については我々も事情がさういふことになりまふならば、賛成をしたいと思います。一遍これは前に申上げたことですが、精製油の関税問題について、一度一つ考え直して入れて頂きたいと思ひます。と申しまふのは、これは国内産業としての新潟、秋田その他の原油採取業なりこれとの関係者にしましても、勿論精製油との関連性において、今後向うのほうから或いは原油が入つて来、或いは精製するもののみが儲ける、こういうことになりまふならば、国内産業としての採油業者は立つて行かなくなるとい

う点もあります。

それからもう一つ、それでは精製だけをやって、こういうものについて聞いて見ましても、この精製油に二割の関税をかけることによつて、利用します者は殆んど外国資本の入つております。会社だけに限られて、国内資本でやつておられます者について、これは同様かと思ひたら、さうではないようであります。それで何と言つても、関税の場合一番問題になるのは国内産業という点が問題になると考えますので、国内精製油の免税の問題につきましても更に一つ加えて頂くことを提案したいと思ひます。御賛成を頂くよう一つお願いいたします。

○委員長(小串清一君) 只今吉田君の御意見は、さういふような御意見が大分でありまして、結局は併し精製油は一割と二割、それから原油は無税、大分議論があつたのですが、さういふうな方針がきまつたことにして、今あらへそのOKをとりに行つてゐるのです。それで、OKの途中から又直して行くといふことはちよつと困難じやないか。今関税の問題もこの一つが若し引つかかちまつて関税法が通らないと、四月一日からの日本政府の歳入に重大な関係があると思ひまして、昨日もちよつと私から非公公式に御相談を申上げましたが、あれだけは別にして先ずOKをとる、なおこれが今日きまれば大急ぎで先ずこれも附加えでもらう。今吉田さんの話も御尤もですが、それらの処置は今申すような内容がありますが、如何でございませうか。

○清澤俊英君 吉田さんの御意見に追加します。それは、精製油の問題はあ

の税率でよろしい。税率でよろしいが、やはりこれと同じ取扱で一年間無税の取扱を願ひたい。

○委員長(小串清一君) 清澤さんのその説は、すでに一年間の取扱なんです。一割と二割というのは、政府の原案は二割三割で、関係方面の了解を得て、そして一割二割で一年間ということにあらができておるわけなんです。ですから又それを今すぐにあとから追つかけてOKを受けに行くといふことはちよつと困難じやないかと思ひます。

○吉田法晴君 それで一応この間お話をきまつたわけでありまして、ここにとにかくいずれにしましても附加えるものが出来て来て、附加えるものを持つてOKをとりに行こう、さういふお話をきまつたから、この前のときは私どもも十分実情を知らなかつたが、その後調べるものと、国内産業についてはひとしく精製油をやつておる者は反対であるといふのだから、さういふものを附加えらるものならば、これを持つて行くのと一緒に委員長に持つて行つてもいい、さういふ希望なんです。

○愛知俊一君 今議題は杉山君からの議案が議題になつてゐるわけなんです。先ず、先ずこの取扱をきめて頂いてから、吉田君の別な提案のことを審議するようにしたほうがいいと思ひます。それからなお附加えて申上げて置きますが、今の油の問題につきましても、実は我々のほうでも実に慎重な審議をいたしまして、いろいろ国内の採油の問題等につきましても、随分いろいろの角度から検討したのであります。その結果一昨日のこちらの懇談会の際に意見を申上げましたような結論に到着した次第であります。十分

考慮をいたし、研究をした結果が、いろいろ不満の点もありますが、一昨日の結論になつたような次第でありますので、若し吉田君の御提案をここで取上げられることになりましたら、我々としても改めて党内に帰つて相談をしなければならん、さういふことになりました。又十分いろいろの角度から検討したものでありますから、一昨日の結論にその結果もなるものと私としては想像するわけでありまして。

○油井賢太郎君 私も大体愛知委員の説に賛成です。これは通産省並びに大蔵省で協議して、さういふふうには非ししてもらいたいという先ほどの提案理由の説明であつたようですから、この点については私のほうも賛成で今諸君の賛成するといふ話です。それから今の吉田君のお話も、誠に尤もですけれども、もう一遍きまつたことですから、それを引つくり返すならば、私のほうでも前の皆さんによつて否決されたのをもう一遍出したいといふことになりまふから、さうなると切りがありまふから、一応これだけにとどめて置かれたら如何かと思ひます。

○清澤俊英君 ちよつと違ふのじやないと思ひます。あのときは、大体の意見がさういふようであるから一つ懇談会をやろう、なおこの上で懇談会を中心にして、意見をまとめようといふお話になつたと思ひますが、それが決定だといふお話はまだはつきり聞いておらんのですから……。

○佐多忠隆君 さつき愛知委員から提案したように、先ず問題をこんがらがさないで、これから先に取上げてきめましよう、その上であとの問題は……。

○委員長(小串清一君) 今佐多委員の御意見もありませんが、今問題になつておりますこの問題を一つ取上げて、早速関係方面の了解を求めることに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松永義雄君 そこで註文があるのですがね。自立経済とかむずかしいことを言われておるのですが、一体今の経済はどうなつてゐるのかということを一通通産省から大まかにいいますから、説明をしてもらいたいと思うのですが。何もむずかしいことではなくて、速記なんかなしでいいですから、そういうことを……〔別の機会に〕と呼ぶ者あり(今じやないです)。

○委員長(小串清一君) 只今の御意見は又後刻そういう処置をとりまして、これだけはそれでは関係方面のOKをとり……

○愛知揆一君 それに関連して、私は引き延ばす意味は毛頭ないのですが、ちよつと発言して頂きたいのですが、政令の定めるところにより、一応議事録にとどめる意味から申しまして、も、大体どういふ機械類が現在予想されておるか、又これを免税することによつて大体どの程度の減税になるかというぐらゐのことは正式にやはり伺つて置きたいと思ふのです。〔賛成〕その通りと呼ぶ者あり

○委員長(小串清一君) 只今愛知委員の御発言は、通産省のかた、関税部長も聞いておられたのですが、それに対して御説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(首藤新八君) 只今愛知委員の御発言の問題であります、詳細はあとで大蔵省と慎重に打合せいた

しまして、最終的な決定をいたしたいと思つておりますが、大体におきましてこれに該当をいたすと考えておりまする例を挙げますと、

一 当該業種における既存の生産方式に革新的な変化を與えるもの、例えば特殊染料機、連続式石鹼製造装置、油脂分解装置。

二 当該業種において全く新しい製品又は品質の均一化等により既存のものより著しく優良な製品を製造し得るもの、例えば石油分解ガス化装置、ポリエチレン電線製造設備、螢光燈自動製造機、真空プレス成型機、各種選鉱選炭設備。

三 作業を連続的又は高速度に行い、生産能力を著しく増大せしめるもの、例えば連続式精練漂白機、連続式石鹼仕上装置、自動式連続マッチ製造機械及び箱詰機械。

四 生産工程又は作業工程を著しく集約化し、又は簡略化し得るもの、例えば心無ねじ、研磨盤、連続紡糸精練装置。

五 手動又は半手動操作を機械的自動操作に改めるもの、例えば自動作動式ダイキャスト機、自動秤量包装機、自動積込機。

六 圧力、温度、濃度、湿度、重量、長さ等作業中常に変動する要素を所定の條件に保持し得るよう自動的調整し得るもの、例えば自動旋盤、磁気鉄器自動焼成炉、(蒸解自動調節装置)。

七 原材料の所要量を著しく節約し、原単位を著しく引下げ得るもの、例えば密閉式硝化装置、コー

テック自動塗布機、石綿用梳綿機。

八 生産上発生する副産物又は廃物(ガス、熱、蒸気、液等)を同時に有効に回収し得るもの、例えばコークス炉ガス中より硫化水素回収装置及び硫酸製造装置、密閉式電氣炉廢液回收装置。

かように、企業の合理化を促進する上におきまして、著しい効果のあるものと、かようなものを大体対象としたしまして輸入を促進し、そうしてそれに対して無税といたしたい、かように考へておるのであります。

○佐多忠隆君 今のお話を聞きますと、実は非常に広汎な多岐なものであつて、ちよつとこう考えさせられるのですが、成るほど今お挙げになつたような機械を入れる、その特定の企業は企業の合理化ができるかも知れないけれども、その他の企業については同種の産業についても非常に大きな影響を與えるのじやないかと、そういう点が一点と、もう一つは、製作が国内で困難なものであることがつきりしていればいいが、二に挙げたように、非常に漠然とした規定で、それに該当するものだとして相当広汎にそういうことをやられると、それを業種、企業はいいかも知れないが、それを製作する日本の機械製作業に対する産業政策としてそれでいいのかどうかというやうな問題が生じて来て、非常に大きな問題だと思ふのですが、それらの点は通産省でどういふふうに御検討になつたのですか。

○政府委員(首藤新八君) 通産省といふことは、別個に近代化法案というものを現在議員提出で用意してあり

まするが、この法案が若し通過いたしましたれば、大体課税面におきまして相当償却が可能な方法がとられて行くのでありまして、必ずしも大きい事業体のみが恩恵に浴するということのないやうな措置も実は考へておるのであります。同時に又只今佐多委員の御発言がございましたが、成るべく国内の機械業者に影響を與えないということも考慮いたしまして、おの／＼技術庁を通じてしましてかような有効な機械を輸入いたしまして国内でテストいたす。同時にそれが有効でありますならば、それをサンプルとして国内の機械業者に早く、成るべく全般的に作らして国内に普及させたいということも、対策として現在考慮いたしておるのであります。

○松永義雄君 それは特許権のあるやうなものでないのですか、どうなんですか。

○政府委員(首藤新八君) 特許権のあるものに対しては、全部が政府輸入ということには参りかねるかと思ひます。この場合には、只今佐多委員の御発言のような嫌いもできるかとも考へますが、併し成るべくやう一方における弊害は除去いたすやうな措置も講じて参りたいと思へております。

○松永義雄君 速記を止めて下さい。

○委員長(小串清一君) 速記を止めて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(小串清一君) 先刻衆議院定率法の一部を改正する法律案の文章のうちで、「二 新式又は高性能の産業用機械類で、わが国において製作が困難であること。二 わが国経済の自立達成に資する産業の用に供する機械類であること。」この二つの意味を備へた即ち「前項の規定による輸入税の免除を受けた機械類を輸入した者が当該機械類をその事業の用に供した場合は、政府は、その者から国税徴収の例により輸入税を追徴する。」この二つのものは一つの要件ということに見て頂きたい。

○清澤俊英君 「事業の用以外の用に供した」という場合に、一応事業の用のために輸入して置いて、その一応がどういふ期限を持つて、例えば半年使つた、そうしてあと入用がなくなつて不要になつたから他に廻す、こうした場合その期限をどう取扱ひますか。

○政府委員(首藤新八君) ここで事業の用以外の用に供したということの意味は輸入しながら他に転売した、自分で使つておるのでなく、他に転売したという場合をきめてあるのであります。自分が使つておるといふことになりますれば、これは適用されないと考へております。

○清澤俊英君 一応の期限が何か附されておるのですか、一応の期限。

○政府委員(石田正君) これは法制局のほうで作りになつたのであります。私が申上げるのはどうかと思ふのであります。前項のほうに「関税定率法別表」というふうにあります。要件をそなへるもので、政令で定めるもの」と書いてありますから、政令で適当な期限等は定められるのは可能ではないかと思つております。

○委員長(小串清一君) 如何ですか。

これは一つこの程度で先刻皆さんの御意見も一致したのでありますから、涉外課に

第六部 大蔵委員会會議録第三十号

昭和二十六年三月二十九日【参議院】

五

すぐ廻して、関係方面のOKをとろうと思ひます。

○油井賢太郎君 ちよつと申上げたいのですが、この冒頭の第六項、七項とか、八項というのは、ここで三項が殖えていきますから、法文の整理は適当に計らつて頂きたい。

○委員長(小串清一君) ではどうぞお願ひします、当局のほうで。それではこの法案は、早速OKをとる方法、順序を履みます。それで本日の会議はまた大分ありますので、これで午餐のために休憩いたしまして、午後二時に再開をいたします。

午後零時四十六分休憩

午後二時二十九分開会

○委員長(小串清一君) それでは午前中に引続きまして委員会を開会いたします。

国税徴収法の一部を改正する法律案について御審議を願ひます。

本案につきましては別に御発言もないようですから、質疑は盡きたものと認めて、討論に入ることにして御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小串清一君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたはそれ／＼賛否を明らかにしてお述べを願ひます。別に御意見もないようでございますが、討論は終局したものと認めて、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小串清一君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。

国税徴収法の一部を改正する法律案、衆議院送付の原案通り可決することに御賛成のかたの挙手を願ひます。

〔総員挙手〕

○委員長(小串清一君) 全会一致と認めます。よつて本案は可決すべきものと決定されました。

なお本会議における委員長長の口頭報告の内容については、参議院規則第百四條により、あらかじめ御了承願ひすることにして御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小串清一君) 御異議ないと認めます。

それでは委員長が議院に提出する報告書に対する多数意見者の御署名を願ひます。

多数意見者署名

小林 政夫	松永 義雄
清澤 俊英	大矢半次郎
木内 四郎	愛知 揆一
油井賢太郎	森 八三一
佐多 忠隆	高橋龍太郎
杉山 昌作	岡崎 眞一
山崎 恒	

○委員長(小串清一君) 次はたばこ専売法の一部を改正する法律案を議題にいたします。速記を止めて……。

〔速記中止〕

○委員長(小串清一君) それでは速記を始めて下さい。

○杉山昌作君 たばこ専売法の改正の問題は、これは硫酸ニコチンの原料にする特殊なたばこを植えて、そうしてそれは専売公社が買入れなくて、農業製造業者に直接持つて行くという変更のようなものであります。硫酸ニコチンは果樹あたりの殺虫剤として非常

に必要なもので、結構な改正だと思ひますが、一体硫酸ニコチンはどのくらい必要があつて、それから日本ではどのくらいできていて、今度こういうことをすることにやつて硫酸ニコチンの製造は相当に奨励され発達するもののかどうなのか、その辺のお見通しを承わりたい。

○説明員(井上晋次君) それでは今の御質問に対してお答えいたしたいと思ひますが、硫酸ニコチンは、以前は百五十トン程度年間需要があつたのでありすが、戦後新しいDDTとか、或いはH.C.等の農薬も入つて参りまして、多少需要量につきましては減つて行く傾向があるのであります。大抵年によつて、害虫の発生によりまして、はつきりした堅い数字があるわけではございません。大抵今のところ推定いたしておりますのは年間需要量として百トンから百二十トンというふうに見積つております。それに対して二十トンの大体内産といつたしまして二十トンの専売公社におきますたばこの製造の屑でございます。これの拂下げによりまして加工いたしておりますのが約二十トンでございます。あとの八十トン乃至百トンというものは主としてアメリカから輸入しておるといふ現状でございます。この硫酸ニコチンにつきましては先ほども申し上げましたように新しい農薬が入つて参りますから、それ／＼特徴がございます。この程度の需要といふものは今後続いて来るのじやないか、そういたしましたら、農業生産上硫酸ニコチンの不足分は輸入しなければならぬという状況になつておりまして、できますれば国内産でそ

れが生産され、農家に供給されるようなことになつて参れば結構だと、こういうふうにご考へておる次第であります。

○杉山昌作君 それでは大体輸入品と内地の製造品との生産費の比較というか、採算等から行きまして相当見込はあつたわけですか。

○説明員(井上晋次君) これも、輸入の硫酸ニコチンも向うのいろ／＼のコストの関係で不同があるわけでございますが、曾つての実績からいたしますと、国内生産が割高になつておる傾向があつたわけでありすが、これは一つは生産量が極めて少い、そうして屑たばこを使つておりますと、相当の成分的な面、或いはそれらの輸送等にかつておる、これが相当計画的にたばこの栽培等からやつて参りますれば、或る程度それがカバーできまして行くのじやないだろうか。勿論量の点もありましてしょうけれども、結局量と、やはりコストの問題という関係が出て来るのじやないか、こういうふうにお思われるのです。

○清澤俊英君 ちよつと関連してお伺ひしますが、この二項に、「前項の規定による申請の際、その目的及びその收穫した葉たばこを原料として農薬を製造する者を明らかにしなければならぬ。」こうなつてゐるので、この葉たばこを使つて作る薬品というふうなもの、固定したものでないのですか。それとも自家用に、この薬を作つて、自分がこれを使ひます、こういうので、自家用の、今まではたばこの屑なド拂下げを受けて使つておつたものに代用して使うことができるのか。この申請の場所がですね。特定の会社のよ

うなものがあつて、そこへ耕作した葉たばこを納めるのだ、こういう申請になつた場合に許されるのか、自家用で農薬代用に使うのだという申請で作らして頂けるのかどうか。一つこれを……。

○説明員(井上晋次君) 農薬として使ひます場合には、それをいろ／＼な価格操作その他によりまして、申請いたしまして作るわけでございます。やはり製造工場で作るわけでありすが、それでこれは、私は農林省でございますので、その実際の手続のことはわかりませんが、恐らくそういうものに限定いたしまして、又それが横に流れないような取締は当然行われるものだ、こういうふうにご考へております。

○委員長(小串清一君) 別に御発言もないようですから、質疑は盡きたものと認めて、直ちに討論に移ることに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小串清一君) 御異議ないと認めます。

よつてこれより討論に入ります。御意見のおありのかたは、それ／＼賛否を明らかにしてお述べを願ひます。別に御意見もないようでございますから、討論は終局したものと認めて、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小串清一君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。たばこ専売法の一部を改正する法律案、衆議院送付の法案を原案通り可決することに御賛成のかたの挙手を願ひます。

〔総員挙手〕

○委員長(小串清一君) 全会一致と認めます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお本会議における委員長の口頭報告の内容は、本院規則百四條によつて、あらかじめ多数意見者の御承認を願うこととして御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員長(小串清一君) 御異議ないと認めます。

それから委員長の議院に提出する報告書に附する多数意見者の御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

高橋龍太郎 森 八三一
小林 政夫 岡崎 眞一
油井賢太郎 佐多 忠隆
愛知 揆一 木内 四郎
大矢半次郎 清澤 俊英
杉山 昌作 松永 義雄
山崎 恒

○委員長(小串清一君) 次は復興金融金庫に対する政府出資等に関する法律の一部を改正する法律案、この案の内容については、銀行局の総務課長に御説明を願います。

○説明員(杉山知五郎君) 復興金融金庫に對する政府出資等に関する法律の一部を改正する法律案でございますが、これには四つの意味がございます。

第一といつたしましては、復興金融金庫の国庫納付金は、収益勘定からのものと、それから資本勘定からのものと二つあるわけでございますが、復興の貸付債権の保全のための費用、例えば融資をいたしました金で機械設備或いは不動産等を作りました場合に、こ

れに保険が附いていないというような場合に、復金から貸増しをいたしまして保険を附けさせる、こういう債権保全費用の立替金で、債務者が負担するのが適当だと認められますものにつきましては、資本勘定で整理をいたすようにいたしましたという点が第一でございます。

第二の点は、復興金融金庫が引受けました農林中央金庫の債券、これは昭和二十三年からやつたわけでございまして、昭和三十六年度において国庫に納付すればよい、そして納付いたしました額だけ減少したいという点が第二の点でございます。

第三の点は、復興金融金庫が融資をいたしました資金で代物弁済として公社債を受入れた場合には、これが償還金に相当する金額を国庫に納付いたさせたい、これは実例をいたしましては、住宅営団が復金をこの営団の整理に伴ひまして地方団体に売却をいたす、ところが地方団体のほうで現金が十分でないために、地方債で弁済をいたしました例がございます。ところがこの地方債を現金に換えたいと思ひます。例えば預金部で買つてもらおうといたしますと、預金部は時価でしか受けないために、損が起つて参りますので、やはり今後償還になりましたら、その現金を国に納めればよいというふうにいたしたいというわけでございまして、この金額は九百万円程度でございます。

第四の点は、昭和二十五年度分の国庫納付金につきましては、この国庫納付金が予算に上げました金額よりも

オーバーしますものは、昭和二十六年年度において国に納付いたさせたい、昭和二十五年年度中に納めずに、二十六年年度において納めればよいというふうにいたしたいのであります。これが第四点でございます。

以上四つの点がこの改正案の趣旨といたすところでございます。

○松永義雄君 復金の貸金の回収については、随分資料が出ておると思うのですが、回収状況はどうでしょうか。

○説明員(杉山知五郎君) 復興金融金庫の二月末におきます残高は八百八十六億でございます。昭和二十五年年度におきましては、去年の四月から今年の二月末までの回収が百九億でございます。これに前年度、昭和二十四年度から繰越して参りました回収金が相当ございしますので、すでに国に對しまして、昭和二十五年年度中に納付すべき元金といたしましては、百二十六億九千万円を予定通り拂ひまして、更に三月末までの見込で申しますれば、恐らく三十億見当は予算以上にオーバーをいたすという予定でおるわけであります。

○松永義雄君 返済期限が済んでもなおかつ支拂しないものの額はどれくらいですか。

○説明員(杉山知五郎君) ちよつと手許に持つておりませんが、大体復金の回収状況を聞いて見ますと、市中の商業銀行の回収状況と比べて、さして悪くないというふうに見られます。普通市中銀行でございすると、貸付総額の百分の二程度が回収不能になるのが平均の実績でございますが、復金の場合も大体その程度に将来なりはしないか。ただ御承知の通り、復金の融

資は長いのは十五年というような融資もございしますので、大体年々六、七十億ずつ元本を回収いたしまして、今から十三、四年で大体全部戻るといふふうに見ております。

○松永義雄君 返済期限が来ているのににもかかわらず返済しない金額、返済しないという会社というものがおわかりでありますか。一つ資料を頂きたいと思ひます。なお伺いたいのですが、回収不能とみなされるようなものはあります。その金額がおわかりになつておりますか。

○説明員(杉山知五郎君) どういう会社について回収不能になるかという点については、これは復金といたしましては鋭意検討いたしておるわけでございまして、ただこれを発表いたしませんが、やはり債務者のほうの返済の意欲を減殺する虞れがございますので、発表は差控へさせていただきます。大体全部で千三百億ぐらいの融資をいたしたのでございしますから、まあその百分の二と申しますれば大体二十数億程度になるかと思ひますけれども、まだ将来のこととございしますので、はつきりした数字はちよつと見当つかないと思ひます。

○松永義雄君 只今回収不能とみなされるものは、返済意欲がなくなるから発表の限りでないとおつしやつたのですが、経済状況の変化によつて回収不能に陥つておるものがあると思ひますが、そういう点について……

○説明員(杉山知五郎君) これは融資をやりましたときの事情と、その後の経済状況の変化によりまして、回収のしにくいものは若干ございます。併し

ながら復金といたしまして、できるだけこの融資の返済には努めておりまして、数年前に回収がこれは困難だと思つておりましたものが、又最近の情勢の変化によりまして、回収できておるものもございします。何分七年とか十年とか、或いは十五年という返済期限の融資でございますから、まだ現在のところどの程度になるか見当が付かないわけでございします。

○油井賢太郎君 この提案理由の第一点として書いてある点が、どうも了解付かないのですが、債権保全費用立替金として資本勘定で整理するのが適當であるというのは、債権保全費用という、やはり経費勘定のような氣もしますが、それを資本勘定で整理するといふのは、その意味をもつと詳しく説明してもらいたいと思ひます。

○説明員(杉山知五郎君) 先ほどちよつと実例を申し上げましたが、例えば復金がすでに融資をいたしておりますので、それによつて不動産を取得いたす、ところが十分な金もないままに保険も附けずに置いておつたといふしますと、元来ならばこの費用は当然債務者の負担となるべきものでございします。併しながら復金といたしましては、その不動産が焼けてしまつて、債権が取れなくなるということでは困りますので、新らしく貸増しをいたしまして、そうして保険を附けてもらう、こういう場合がございします。その場合には新規の融資というかつこうで整理されますので、これは復金が普通ならば新規融資をしないのが建前でございますが、特に政令で認められました。こういうような費用だけは新規融資という整理をいたしております。昭和二

十五年度においても、この額が五億六千万円ぐらゐに上つておるかと思ひますが、こういうものは新しい債権でございませう。債権と申しますか、元本でございませう。これは資本勘定に立てるほうがいい、むしろ収益として経費に落してしまふのは不適当であるという意味でございませう。

○油井賢太郎君 今の五億何千万というの、相当大きな金額ですが、立替費用はそうなるのですか。

○説明員(杉山知五郎君) さうでございませう。

○油井賢太郎君 立替費用が五億何千万ということになると、その元本というものは又莫大なものになると思ふのですが……。

○説明員(杉山知五郎君) 立替費用と申す言葉が若干悪いと思ひますが、立替えてやほかつこうは融資のかつこうでございませう。一度そういう不動産を取得しておる債務者に対して、前に元本を貸しておるわけでございませう。附保する等のために費用を貸付ける、貸付けた金で附保しておる、こういうことでございませう。

○油井賢太郎君 その金額が少なければ大したことではないのですが、相当大きい金額になっているのですが、それほど復金から融資を受けた債務者というものの内容が悪いのですか。

○説明員(杉山知五郎君) 例へば炭鉱住宅、炭住というふうなものにつきましては、当時の閣議決定で融資をいたしたわけでございませう。一定の條件にはまるものは、すべて融資を受けられるようなかつこうで炭住をやつたわけでありませう。その後炭鉱によりましては、状況が余り思ひにくいので、保

險も附けないままに放置しておりました。そうしたものにつきましては、皆火事で焼けたといひますと、回収ができなくなつてしまふ。どうしても保険を附ける必要があるというので、金額が相当嵩んでおります。

○油井賢太郎君 そのいふゆる元本になる債権額はどのくらいあるのですか、そういう一条件の下にあるものが……。

○説明員(杉山知五郎君) 今はつきりここに資料を持つておりませんが、目下昨年以来個々に案件を洗ひまして、まだ全部整理し終らない状況でございませう。大体今のところ必要なものは殆んど洗い切つたと思つております。詳しい点は御必要であれば後ほど……。

○油井賢太郎君 これは大きな債権、いふゆる六百八十八億も残高があるというのですから、やはり資料を提出してもらひたい。復金のいふゆる貸借対照表の明細ですね、説明、そういう一条件のものを一応出してもらひたい。

○説明員(杉山知五郎君) 二月末の融資残高の表は用意しておりますので、至急お出しいたすようにいたしたいと思ひますが、概略申上げますと、八百八十六億五千六百万円が二月末の残高でございませう。そのうち設備資金が七百八十八億八千万円、運転資金が百五十六億七千万円でございます。

このうち業種から申上げまして大きいほうから申して見ますと、一番大きいのが鉱業でございませう。三百七十億、そのうち特に石炭が大部分でございませう。石炭が三百四十五億、それから次に大きいのが電気でございませう。電気は百七十五億、それから次

に大きいのが化学工業、これが九十二億円で、その三分の二になります。この六十億は肥料工業でございませう。それから次に大きいのは機械器具工業でございませう。これは五十八億になつております。その次が四十億台のものが三つございまして、水産業が四十三億、交通業が四十三億、それから繊維工業が四十二億、それから三十億台は金属工業、そのうち製鉄が二十七億でございませう。大体そんなやうな状況でございませう。

○油井賢太郎君 今の点は表でわかりましたが、先ほどお話になつたいふゆる不良貸付ですね。こげつきの金額は百分の二とおつしやつたが、その大部分はどこに該当するのですか、一番大きなところは……。

○説明員(杉山知五郎君) これは百分の二と申上げましたのは、将来の見通しでございまして、現在百分の二という数字が出てゐるわけではございませう。まだ融資をいたしましてから数年を経過しておるに過ぎませんので、将来最後の月がそのくらいになるかという見通しを申上げた程度であります。大体そのやうなことでございませう。

○油井賢太郎君 次に八百八十六億というの、これから十年なり十五年なりで返済を受けるとしても、その勘定でいつとやつて行くやうな予定なんですか。それとも或いは新たな機関のほうに、例へば日本開発銀行といふたやうなものに移すやうな気持があるのですか。

○説明員(杉山知五郎君) これは追つて御審議をお願いいたしますところの日本開発銀行法に規定がございませうが、復興金融庫は明年の三月三十

一日までの間で政令の指定する日に解散をいたしまして、一切の権利義務を開発銀行が承継いたすということになります。その場合に債権のほうはそのまま新銀行に移しまして、債務といひまして、政府から復金に対する出資のほうのものは、この承継の日に政府からの借入金に替へる、そういういたしまして二十七年年度からは大蔵大臣の定め

る一定の利率を以て借入れる、こういう予定でございませう。そうしてこの財源のほうは従来復金でできておりましたところの条件、期限及び金利によりまして今後回収する。又場合によりましては復金から融資を受けている企業に対して、開発銀行から新らしい融資が行われるということもあるわけ

でございませう。現在のやうに全然貸さずに取りつ放しという形でなしに、場合によりましては新規の融資が出るというこゝによりまして回収が又容易になつて来るという事態が想定されるわけ

でございませう。

○油井賢太郎君 いずれ開発銀行のときはお聞きなくちやならんと思ふのですが、今のお話によると復金と開発銀行とのスケールが今のところで見ると、復金のほうが遙かに大きいです。そうなつて来ると開発銀行という名前だけ引継ぐというのとは本来から言つて名前だけ変えたやうなくらいにしこに見受けられないですか、どういうことになるのでしょうか。

○説明員(杉山知五郎君) 差当り開発銀行の資本金が百億円でございませうが、今後復金の回収金が出て参りますれば、昭和二十六年年度だけはその回収金を復金に納める予定でございませうが、その予定額をオーバーしたものは、すべて回収になつた場合に一度政府からの借入金を返しまして、そして又同額が政府から出資になつたやう形にいたします。この額は年々七十億

円見当になるかと思ひます。そういういたしますと年々回収が起つて行くたびに新銀行のほうにそれだけ増資になつて参ります。又将来場合に参りましては見返資金から新らしい増資ということも考えられるかも知れませう。新銀行の資本金がだん／＼だん／＼大きくなつて参ります、次第にウェイトがそ

ちらが大きくなつて来るというわけでございませう。

○油井賢太郎君 若し予定金額に達しないやうな回収の状況になつたときは、どんなことになるのです。

○説明員(杉山知五郎君) 私どものほうの想定では復金の回収は相当順調に参るといふやうに想定いたしております。これは過去数年の経験に徴しましても大体そういうことになつておりますし、今後普通の経済状況で推移いたしますならば、回収にはさう大きな懸念を持つていない。この回収がまるで駄目になるといふことをまだ想定していません。

○油井賢太郎君 復金に關するいふゆる事業を現在運営している人員とか役員とかいふものは、開発銀行にどの程度引継ぐことになるんですか。

○説明員(杉山知五郎君) 新銀行の職員は、この總裁の任命するところの待つてわけでございませう。役員は、總裁と副總裁と監事は内閣総理大臣の任命、理事は總裁の任命になつております。従ひましてこの法律が通りまして、總裁がござりましたときにその總裁の御意思によつておきめになること

は、すべて回収になつた場合に一度政府からの借入金を返しまして、そして又同額が政府から出資になつたやう形にいたします。この額は年々七十億円見当になるかと思ひます。そういういたしますと年々回収が起つて行くたびに新銀行のほうにそれだけ増資になつて参ります。又将来場合に参りましては見返資金から新らしい増資ということも考えられるかも知れませう。新銀行の資本金がだん／＼だん／＼大きくなつて参ります、次第にウェイトがそ

ちらが大きくなつて来るというわけでございませう。

○油井賢太郎君 若し予定金額に達しないやうな回収の状況になつたときは、どんなことになるのです。

○説明員(杉山知五郎君) 私どものほうの想定では復金の回収は相当順調に参るといふやうに想定いたしております。これは過去数年の経験に徴しましても大体そういうことになつておりますし、今後普通の経済状況で推移いたしますならば、回収にはさう大きな懸念を持つていない。この回収がまるで駄目になるといふことをまだ想定していません。

○油井賢太郎君 復金に關するいふゆる事業を現在運営している人員とか役員とかいふものは、開発銀行にどの程度引継ぐことになるんですか。

○説明員(杉山知五郎君) 新銀行の職員は、この總裁の任命するところの待つてわけでございませう。役員は、總裁と副總裁と監事は内閣総理大臣の任命、理事は總裁の任命になつております。従ひましてこの法律が通りまして、總裁がござりましたときにその總裁の御意思によつておきめになること

は、すべて回収になつた場合に一度政府からの借入金を返しまして、そして又同額が政府から出資になつたやう形にいたします。この額は年々七十億円見当になるかと思ひます。そういういたしますと年々回収が起つて行くたびに新銀行のほうにそれだけ増資になつて参ります。又将来場合に参りましては見返資金から新らしい増資ということも考えられるかも知れませう。新銀行の資本金がだん／＼だん／＼大きくなつて参ります、次第にウェイトがそ

ちらが大きくなつて来るというわけでございませう。

○油井賢太郎君 若し予定金額に達しないやうな回収の状況になつたときは、どんなことになるのです。

と思ひますが、一応予算におきましては新銀行は百七十五人の職員を予定しております。復金のほうは現在人員が五百九十一人、定員は六百十人でございますが、現在五百九十一人おります。この復金の人をそのまま承継するかどうかというところは新組織の方針によるところでございますが、まあ常識的に考えますならば、特に悪い人がおれば別ですが、そうでなければそのまま承継されるというふうに考えております。

○委員長(小串清一君) この問題は日本開発銀行法に大分関係があります。が、この問題についての御質問はこの程度で打ち切りにいたして、御異議ありませんか。

○委員長(小串清一君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(小串清一君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(小串清一君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(小串清一君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(小串清一君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(小串清一君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(小串清一君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(小串清一君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(小串清一君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(小串清一君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(小串清一君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(小串清一君) 御異議ないことを認めます。

告の内容は、本院規則第四百四條によりあらかじめ多数意見者の御承認を願うことに御異議ありませんか。

○委員長(小串清一君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(小串清一君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(小串清一君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(小串清一君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(小串清一君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(小串清一君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(小串清一君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(小串清一君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(小串清一君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(小串清一君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(小串清一君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(小串清一君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(小串清一君) 御異議ないことを認めます。

する問題ではないのであります。お役人の諸君が曾て官僚主義旺盛なりし時代は、ともかくそのまじめざるを買われて来た、ところが今日に至つてそのまじめざる失うばかりか、こうした大それたことが惹起されて、而も上に立つ人がこれに気が付かなかつた。それは道義の類廃という言葉で説明されてゐるのでありますけれども、それはひとり公団だけの道義の類廃にとどまつてゐるならばよろしいけれども、こうして至るところの役所に類発いたしてゐるのであります。このことはただ單に感情的に申すのではないのであります。パブリック・サービスというものはもう少し自覚して頂かなければならぬと思つてゐます。我々はその点からしましてこの法案に対して断乎として反対するものであります。

○油井賢太郎君 私は次の意見を附加してこの法案に賛成するものであります。この法案は十六億九千万円余を一般会計から繰入れする法案であります。その内容を検討いたしました見ますと、今日までにおけるところの商品売買差損の十四億九千万円余と、それから被害の未収金として、いわゆる早船事件というやうな、ああいうやうな未収金として五千五百万円余、そういつたやうなものと、二十六年年度の清算費に要する費用と、この三通りのものが大体含まれてゐるのであります。従つて我々審議するに當りましては、商品売買差損の起きたる原因であるとか、或いはその被害の状況であるとかいふことは、十分に検討して見なくてはならないのであります。而も二十六年年度の清算経費というものは、当然これは一刻

も早く新年度にやります前に処理、我々において処理しなくてはならないといふことは申すまでもないのであります。そうしますと、この十六億九千万といふものを一遍に出される会計的技術についての出され方について、我々はいささか不満を感じるものであります。将来こういう点は何とか改善或いは改良することが必要かと思われま

す。而も先ほど松永委員からも意見がありました。いわゆる公団の公務員が世間的に大きな衝動を興えた事件、而もその加害者の人間が今は恬然として何事もなかつたかのような生活をしてゐるばかりでなしに、新聞等の伝えるところによりまして、不正事件をしなから、却つて豪奢な生活をしてゐるというやうな、そういうことが現れてゐるのであります。これは將來において我が国の思想界に及ぼす影響も重大なものであると思つて、政府並びに検査当局等においての処理の方法というのを改める必要も見受けられると思つてゐます。

以上意見を述べまして、この会計自体は本日認めて置いたほうが、止むを得ないという考で以て賛成するものであります。

○委員長(小串清一君) ほかに御意見もないようでありますから、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(小串清一君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(小串清一君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(小串清一君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(小串清一君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(小串清一君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(小串清一君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(小串清一君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(小串清一君) 御異議ないことを認めます。

付の法案を原案通り可決することに賛成のかたの挙手を願います。

○委員長(小串清一君) 過半数と認めます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(小串清一君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(小串清一君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(小串清一君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(小串清一君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(小串清一君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(小串清一君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(小串清一君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(小串清一君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(小串清一君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(小串清一君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(小串清一君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(小串清一君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(小串清一君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(小串清一君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(小串清一君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(小串清一君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(小串清一君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(小串清一君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(小串清一君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(小串清一君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(小串清一君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(小串清一君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(小串清一君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(小串清一君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(小串清一君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(小串清一君) 御異議ないことを認めます。

して実情に即するものとすると共に、新たに必要とする業務はこれを拡張し、又かねて懸案であつた役員民主化を実現して時代の要求に合致せしめんとするものであります。以下改正の要点を簡単に申し上げます。

第一は、資本金の増額であります。農林中央金庫の所属団体の出資金は現在八億圓となつておりますので、資本金に関する規定を实情に即するごとく改正せんとするのであります。

第二は、政府出資に関する規定を削除した点であります。農林中央金庫の政府出資は、同金庫の再建整備の際全額損失補填に充当せられ、現在は零となつてゐるからであります。

第三は、業務の拡張であります。所属団体のために新たに保証業務を認め、又他の法人のために金銭の出納又は有価証券の保護預り、若しくは委託売買の業務を認めんとする点であります。これは最近の金融事情よりして、右業務が農林中央金庫の使命達成上特にその必要を痛感されてゐるからであります。

第四は、役員の選任方法を民主化すると共に、常勤役員の兼職を禁止し、又役員が不正行為をなした場合に役員の改選を命じ得ることとした点であります。従来は、役員はすべて主務大臣が任命することになつてゐたのであります。今回役員は定款の定めるところにより出資者総会において選任し、主務大臣の認可を受けることとしたわけでありました。

第五は、理事長、副理事長、理事の任期五年を四年にしたことでありまして、従来の任期五年はやや長過ぎると思へられるからであります。

なお現行法第四章の農林債券に関する各規定は実情に副いませんが、これはすでに実施されております銀行等の債権発行等に関する法律に規定してありますので、従つて今回はこれをそのままいたしてあることを申添えて置きます。

以上がこの法律案を提案いたしました趣旨並びに改正内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上速かに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(小串清一君) 本案は提案の御説明を願つて置きまして、いづれ議案が参りましてから、更に御審議を願ひます。

○委員長(小串清一君) この際日本開発銀行法案の御審議を願ひたいと思ひますが、本案につきましては、大蔵大臣の出席を求めておりますが、大臣は衆議院の予算委員会の討論採決に立会つておられるために、出席の時間は未定であるということでありまして、舟山政府委員、その他の御説明を以て質疑を開始したいと思ひます。

○油井賢太郎君 今度できますこの法案によりまして、相当の出資が政府からされるのであります。大体その出資に対しては、いわゆる紐付きと申します。方針が定つておるのです。その点も全然新たに発足する役員によつて定められるのですか。

○政府委員(舟山正吉君) 開発銀行の仕組みの運用につきましては、先にございまして復金におきましては審議を設けておつたのであります。今回は、今回はどういうものを設けさせんで、開発銀行の役員の責任の下に、融資を決定

する建前でございます。

○油井賢太郎君 併しこれはもうこの法案を作られるに当つては、或る程度の政府の方針というものもきまつてゐると思うのです。現在の日本の経済界は、どういふふうなところへ重点を置いて、いわゆるこの名前の通り開発をすべきであるかということと当局は検討してあると思うのですが、その点はどうですか。

○政府委員(舟山正吉君) この開発銀行の狙いどころは、現在経済界で不足を伝えられております長期の設備資金を供給することでありまして、どの方面で長期の設備資金が不足しているかということにつきましては、世上十分論議のあるところでございます。大体い

わゆる基幹産業と称せられておりますもの、その他につきまして、この銀行が真先きに融資というものを研究して参ると思うのでございます。併しどの産業にどの程度出すかということにつきましては、銀行の健全なる判断に任したい。もとよりこの銀行を運用して参りますことにつきましては、役員の中に給與という制度を設けております。これは大体産業界から人を迎へまして、總裁の諮問機関といたしたいのでございます。更に又実際問題として、開発銀行の経営者が、政府各方面の意向を十分尊重いたしまして、貸出を決定して行くことと存じます。

○小林政夫君 非常に重要な法案であります。いろいろ法案の山積しておるときに出されたので、我々としても十分研究する暇がないので、甚だ恐縮ですが、提案理由だけでは十分にわかる点もありませんので、大体この條

文に則つて一応銀行局長から説明をしてもらいたい、その上で質疑応答をいたしたいと思ひます。

○政府委員(舟山正吉君) では御指示によりまして、大体逐條的に主要点を御説明申し上げます。

逐條に入りますまでにこの銀行の仕組み全体について一言申し上げます。従来政府公庫等と称せられた政府機関でありまして、この金融機関に比べてまして、この開発銀行はもつとその活動力を自由にしよう、政府からの規制をゆるやかにしようというのが大きな狙いになつております。その意味におきまして、先般成立いたしました日本輸出銀行の例に則つておるところが非常に多いのでございます。

先ず第一條の目的であります。日本開発銀行は、長期資金の供給を行うことにより経済の再建及び産業の開発を促進するため、一般の金融機関が行う金融を補充し、又は奨励することを目的とする。とございまして、これに基づきまして、業務の内容は十八條に出て参るのでございます。これは政府の特殊機関として飽くまで市中金融機関の長期資金の供給を補充し、又はこれを奨励するところを狙つてゐることを明らかにしたのでござい

ます。

第二條の法人格等は、特に御説明申し上げるところはないかと存じます。第三條の事務所につきましては、先ず本店は東京都に置きます。この銀行の業務の量が多いことが予想されますので、大阪、名古屋、福岡等には従たる事務所を設けたい。その他必要に応じてそれを増して参りたいと考えておるのであります。大体におきまして、

この開発銀行は、開発銀行みずから直轄の人員によつて相当の融資をすることを建前といたしたい。勿論地域或いは業務の分量等によりましては、後に出て参りますように、他の銀行に業務を委託するのありますけれども、相当直轄的な業務というものに重点を置いて行きたいと考えておるのでございます。その点は別途御審議を願ひます。予算等にもその気持が現われて参つておるわけでございます。

資本金は見返資金から、第四條にございまして百億圓出しますけれども、あとでな出て参りますように、一言にわかりやすく申し上げます。復興金融庫が貸出しをしておりまして、その貸出しの回収金は、回収される都度自動的にこの開発銀行の資本金になつて行くという仕組みをしようとしておるのでございます。但し昭和二十六年度は、あとで申上げますように、特例がございまして、現在復金の貸出金は八百八十億でございますので、それらの大部分が将来開発銀行の資本金に順次なつて行く建前でございます。四條の三項に「必要があるときは、大蔵大臣の認可を受けて、その資本金を増加することが出来る。」旨を謳つております。この法律を通じまして、大蔵大臣の認可を受けます事項は、殆んどこれだけでございまして、その他の営業方針とか、或いは定款等につきましては、一般の銀行の例にはよりません。この銀行が自主的に定められる建前をとつております。それから第五項には、日本開発銀行の出資者は政府だけに限るとの趣旨を明らかにしております。第五條の定款等、第六條の登記、第七條の名称の使用制限等は類似

の法文に出て参ります規定で特に御説
明申上げることはいかんと存じます。

第八條の解散につきましては、先ほ
ども申上げましたように、この解散時
を想像いたしますと、見返資金による
資本金、それから復金等の回収金が一
般会計からの出資金とみなされて存在
いたします出資金と二種類の出資金が
併存するわけでありまして、それらに
ついて残余財産の分配をどうするかと
いうような問題は起つて来るかと思
うてありますが、それは解散のときに
ける法律で定めるといふことを明らか
にいたしましたのであります。

第二章の役員及び職員の部分に入り
ますが、第十條に役員として、總裁一
人、副總裁一人、理事七人以内、監事
二人以内及び參與五人以内を置くとい
うことになっております。理事も輸出
銀行の場合に比べて多くなつておりま
す。參與は、先ほど一言いたしました
五項におきまして、その職務権限を明
らかにいたしました、産業人をこれに
当てまして、適切な意見を具申する
機関といったいたし考へてあります。

第十二條は「總裁、副總裁及び監事
は、内閣總理大臣が任命する。」と謳つ
ておりますが、理事及び參與は爾後
において總裁が任命するのでございま
す。言い換へれば、總裁、副總裁に
その経営陣の構成は一任する、そうし
てこの責任を持つてもらうという趣旨
の下に掲げたものでございます。

十三條は任期の規定でございます
が、これは最近の他の法令にもござい
ますように、それにおきまして一部分
は、この最初の任期はこの目的に規定
してあります任期の半分としたしまし
て、全員が一時に改選されることのな

いようにいたしております。それから
十四條の代表権の制限、十五條の代理
人の選任、第十六條の職員の任命、第
十七條の役員及び職員等の地位等につ
きましては、特段に御説明を加へる必要
はないかと存じます。

第三章業務でございます。第十八條
に第一條の目的を受けまして、業務と
して三項目を掲げてございます。即ち
経済再建及び産業の開発に寄與する設
備費、ここには船舶及び車輛を含むこ
とをいたしまして、その取得、改良又
は補修に必要な資金でありまして、市
中の銀行その他の金融機関から供給を
受けることの困難なものに貸付ける。

但し、その貸付にかかる貸付金の償還
期限は一年未満のものであつてはなら
ない規定でございます。この市中
で金融を受けがたいといふことと、一
年未満のものを除くといふことは二
三号にも共通な規定でございます。こ
こにおいてこの銀行といたしましては、
長期産業設備資金でこの市中で調
達が困難なものを専ら担当するとい
う趣旨をはつきりいたしまして、市中金
融機関との業務の分野を確定いたした
のであります。第二号は開貸資金の調
達のために発行される社債、それには
特別の法人債も含むのでございま

すが、これが証券業者等が応募又は引受
をすることが困難なものに応募するこ
ととなつておるのであります。この社
債の引受につきましては、銀行業務と
証券業務と分離するという最近の考
え方に基きまして引受は落してござい
ます。それから第三号は、俗にいう肩
替りでございます。銀行その他の金融
機関が貸付けているこれらの資金の
返済に必要な資金を貸付け、又は返済

資金を調達するために発行される社債
に対して応募するといふ業務を謳つて
おるのでございます。それから第二項
に参りまして、第一項の規定を読みま
すと、市中で調達が困難な融資を担
当するものとありますが、その意味は決
して救済的な金融をするのではない、飽
くまでペイ・イン・グ・ベースのつたもの
でなければならぬといふことを明ら
かにいたしましたために特に第二項の規
定があるものでございます。この資金の
償還又は社債の償還が確實であると認
められる場合に限りてこの銀行は叙上
の融資をすることができるといふこと
をはつきりさせたものでございます。

十九條の貸付利率は、やや抽象的な字
句でございますが、これに盛られまし
た思想は、決して市場金利に比べまし
て不当に低い利率を出してはならない
といふことでございます。即ちこの
銀行の取得いたします貸付金利息等が
この事務費等を十分に賄ふに足るよ
うにされなければならぬ、且つ市中
の銀行の貸付利率も参照してきめな
ければならぬ、といふことを謳つてお
ります。この利率を實際問題として具
体的にどの程度にきめるかといふこと
はまだ成案を得ておらないのでござい
ます。實際問題といたしましては復金
が現に有しておるような利率、これら
は大きな参考にならうと考へておるの
であります。第二項のほうは、これは特
定の借入先に対して利率を変へては
いけないといふことを謳つたものでござ
います。第二十條の業務方法書は特に
申上げることにはございせんが、先ほ
ども申上げましたように、銀行が自主
的にきめることになつておるのであり
ます。第二十一條の業務の委託は銀行

外のものに対しては委託を禁止して
おります。

それから第四章の会計のところに移
りますが、これは輸出銀行の例と大体
同じでございます。特に申上げるこ
とはなく、手続的な規定が多いので
ございます。第二十四條におきまして
は、この開貸銀行のこしらへます予算
は、いわゆる経費予算に限りまして、
その他の事業予算は、これは組まない
でよろしいといふことにはいたしました
のでございまして、その自由なる行動を妨
げないようにして、次第でございま
す。以下予備費、予算の議決、予算の
通知、追加予算及び予算の修正、暫定
予算、予算の執行等につきましては特
に申上げることはいかんと存じます。

それから以下大分進みまして、三十
六條の利益金の処分でございます。
開貸銀行は毎事業年度の損益計算上利
益金を生じたときはこれを国庫に納付
することをいたしませんで、準備金と
して積立てて行くといふことを明らか
にしたのでございます。この準備金は
損失の補填に充てるのでございます。
それから三十七條資金の借入の制限に
つきましては、実体的にいろいろな議
論もある点かと存じます。即ち開貸
銀行は資金の借入を一切禁止せられて
おるのであります。或いは資金の借入
を認め、或いは金融債の発行を認めて
はどうかといふようなことにつきまし
て論議もございました。当局といたし
まして、そのことについては研究も
いたしたのでございせんが、結局この
発足に當りましては、この規定で参り
たいといふ考へに落ちついた次第で
ございせん。第三十八條の余裕金の運用
は、輸出銀行の場合もそうでございま

したが、相当限局されております。市
中への余裕金の預託等は認めておら
ないのでございせん。

第五章の監督に参ります。第四十條
に、日本開貸銀行は、大蔵大臣が專管
であることも明らかにいたしてござい
ます。役員等の解任につきましても特
に申上げることはないかと存じます。

第六章の補則に参りまして、復興金
融金庫との関連をいろいろ規定して
おります。実は日本開貸銀行の発足に
當りましては、発足と同時に復興金融
金庫をこれに吸収するといふ考へ方も
別途あり得るのでございせんが、本
案におきましてはその考へ方をとりま
せん。取りあへず開貸銀行は開貸銀
行として発足せしめる、そうして復興
金融金庫はこれと併存せしめまして、
併し昭和二十七年三月三十一日、即ち
二十六年度一ぱいの間において政令で
定める日に解散して、その権利義務を
開貸銀行に承継せしめるといふ建前を
とつたものでございせん。そこで第四
十四條におきましては、日本開貸銀行
の業務がいろいろ制限されております
が、承継されました債権、債務につ
いては大体従前通りの業務を行なうとい
う規定を設けたのでございせん。それ
から復興金融金庫の解散時の資本金の
額、四十五億でございますが、これは
九百五十四億でございますが、実はこ
れを全部政府の貸付金として引継ぎま
すには、若干の補正を要するのであり
ます。二十五年度末の資本金の額は確
定いたしておりますけれども、その他
に昭和二十五年年度の復興金融金庫の
国庫納付金の納付額のうち、復興金融
金庫法第三條但書の規定によつて切捨
てられた額、これはどういふことであ

るかと思しきと、復金の時代におきまして、国庫納付がある、それに応じて復金の資本金は減少して行くのでありますけれども、但し納付金に億未満の端数がありまると計算の便宜上出資から切捨てて行かないのであります。そこで国庫に納付されたが、まだ資本金として切捨てられないものがある、これらにつきましては二十五年末の資本金の額から控除しなければならぬ、これが第一の項目であります。

それからその次の昭和二十六年年度において復興金融庫が解散の時までにこれ／＼の法律に基きまして国庫に納付した金額、これも元来繰入れらるべき金額であります。それでありますから、これも二十五年末の資本金の額から控除いたすのであります。

それから最後の末尾にあります「未拂込資本金額の合計額」、これも控除いたすのであります。これが解散の時における復金の正確に計算したと申します。これを最終的な資本金の金額であります。これを解散の時における資本金の額と見ると規定でございす。

それから四十六條に参りまして、復金の解散の時における政府の復興金融庫に対する出資金というものは、今のようにして計算するのであります。これを日本開発銀行の成立の時に政府の日本開発銀行に対する貸付金となつたものといたすのであります。そしてつゞき復金に対する出資金というものが爾後開発銀行に対する貸付金の形で整理せられるのであります。結局政府に返さなければならぬ、戻さなければならぬ関係は同じでありますけれども、出資金を貸付金に振替え

るわけでございす。そうなりますと第二項の規定によりまして、この政府の貸付金に対して一定の利子を拂う、この利子は年五分五厘を予定いたしてあります。

それから次の（法定出資）と書いてあります。第四十七條の規定でございす。この細目に入ります前に一言が申上げますと、復金の貸付金が返つて参りましたものが、これらの規定によりまして、日本開発銀行の資本金に自動的に組替えられて行くというのであります。但しこの四十七條の前四半期の下に（昭和二十六年の毎四半期を除く。）とございすように、昭和二十六年年度につきましては第二項に特例が書いてございす。

先づ二十七年以降の分について、即ち第一項について申上げます。日本開発銀行が復興金融庫から承継した権利のうち、その融通した資金に係る債権、貸付金と簡単に申してよからうと思ひます。それから保証債務の肩替りによりまして取得した貸付金それからそれらの貸付金を保全するため必要な経費、例えば立替えてありますような保険料のようなものであります。こういうようなもので、結局貸付金に振替えたもの、これらのすべての貸付金のうち、回収したものができましたならば、この四半期ごとに、本来ならばこれが一度政府に返還せられまして、そうして政府は更に開発銀行に対する出資としてこれを出すわけであります。その間自動的に回収金が四半期ごとに開発銀行の出資になるものとみなされる、こういう趣旨でございす。

これ／＼を生じたときは、当該四半期末において、当該復興金融庫関係回

収金の額に相当する額の第四十六條第一項に規定する政府の貸付金が返済されたものとみなし、その返済されたものとみなされた政府の貸付金の額に相当する金額が、同じ四半期末におきまして、一般会計から出資されたものとみなす。こういうことでございす。

ただ第二項に参りまして、二十六年につきましては実は一般会計の予算におきまして復金の納付金が一定額もつきめられております。これだけは復金が開発銀行に乗り移りまして、一応納付して歳入を埋めて行かなければならぬので、その関係を規定したのでございす。一言に申しますと、七十億の復金納付金の予算、これだけは先ず納めてもらわなければいかん。その後余剰ができましたらば、これは開発銀行に属せしめるといふ趣旨でございす。字句によりますれば「日本開発銀行は、昭和二十六年年度に限り、前條第一項に規定する政府の貸付金の返済に充てるため、第四十三條第一項の規定により承継したもののうち一号から三号まで」といふのがこの末尾に出て参りますが、今度御審議願ひました法律によりまして二十五年年度において回収はしたが、二十六年年度に繰越して納付することになつておるものといふのが第一号の規定であります。それから同じく第二号はやはり農林債券の償還金が二十五年年度にございまして、これは二十六年年度になつてから納付するということに法律が今度できておりますが、その金額でございす。大体二十億九千万円になつてゐるのであります。それから第三号は復金で二十六年年度に予想せられておりました回収金でありますが、五十五億二

千九百万円であります。この二号と三号を合せましたものが七十六億一千九百万円になるものであります。これを限度といたしまして、これだけは当然予算に計上されておる、復金から納付しなければならぬことになつたものであります。これは優先して納付せしめるということをやつたものでございす。そこでこれ以上オーバーした分につきましては、第三項に規定があるのでございまして、超過額の政府貸付金が来年度末昭和二十七年三月三十一日において返済されたものとみなされまして、その金額が同日において即ち二十六年年度末において政府の一般会計から日本開発銀行に対して出資されたものとみなされるのでございす。大体現在の計算ではこの金額は二十八億八千万円と考へております。

それから以下の條文につきましては、手続的な規定が多いのでございす。特に第七章罰則では申上げることもございせん。

それから附則に参りましても手続的な規定が多いのであります。第三項におきまして、「大蔵大臣は、設立委員を命じて、日本開発銀行の設立に関する事務を処理させる。」ことになつております。それから第八項におきまして、「日本開発銀行は、設立の登記をすることに因り成立する。」といふことになつております。それから第十項におきまして、先ほど第四十七條に申上げましたのは、復金の元本の回収に関する規定でございまして、この十項におきましては、いわゆる利益金に属する規定で、やはり一般会計に二十六年年度の復金の予算で納付しなければならぬことになつております。額

は、優先国庫に納付してもらふ趣旨を謳つたものでございす。即ち開発銀行は、昭和二十六年年度に限り、左の各号に掲げるものを、四十五億三千二百八十万二千円を限度といたしまして、来年度一ぱいに国庫に納付するといふのでございす。納付の順序といたしましては、ここにございすように、この復興金融庫の権利義務の承継により、日本開発銀行の成立の際における貸借対照表に利益金として計上すべき金額、それから第二号は、昭和二十六年年度の開發銀行としての損益計算上の利益金、これはわかりやすく申上げますれば、復金と開發銀行とを二十六年年度中には一つに見まして、その利益金というものがこの四十五億三千二百八十万円ほどになりまして、優先国庫に納付するといふことに相成るのでございす。その他の利益が入りますれば、これは開發銀行の準備金になるのであります。

それからこれらの事項に関連いたしまして、税の問題がいろいろ起つて参ります。それはこれを各項目ごとに申上げますと細かくなりますので、概括的に申上げますと、昭和二十六年年度の利益につきましては、これは法人税、所得税を課せない。何となればこれを課しますと、開發銀行の二十六年年度の利益からは、二十六年年度の予算に定められただけの納付金ができないからであります。二十七年年度からは普通に所得税、法人税が課せられるわけでございす。地方税につきましても二十六年年度はこれを課し得ないことになつております。

それから復金からいろいろ債権債務の譲渡があるのでありますが、それ

最後に第七点として、これは新聞等にもいろいろ伝えられておりますけれども、この開発銀行には債券の発行というのを当初政府としてはお考えであつたように思うのでありますが、この法律案にはその規定が落ちております。

すが、この点についてはどういふ経緯になつておつたのか。又それに対する大藏省としての考えはどうかというのを伺いたいと思うのであります。

思います。
 ○佐多忠隆君 議事進行について……。
 ○委員長(小串清一君) 佐多君。
 ○佐多忠隆君 非常に広沢多岐の御質問でありますし、それから特に最初のいろいろの問題については相当資料も頂かなければならないし、それを見ながら御説明を聞くということが必要かと思ひますので、今日はこれだけで一

○委員長(小串清一君) 佐多君の動議に御異議ございませんか。

○政府委員(丹山正吉君) ちよつと、佐多委員の御提案もございませうのですが、実は愛知委員から御請求になりました資金計画ということにつきまして、政府が産業資金について作つてお

ります計画は、この議会で安定本部あたりからいろいろ御説明申上げておると思いますが、それ以上に出たものは現在のところ持つておらないのであります。

す。将来国際情勢の推移に照らしまして、いろいろ改訂しなければならぬんじゃないかという御疑問もおありになると思うのでありますが、それについて我々もその新規計画を改訂して行かなければならぬという必要は感ぜられるのでありますが、実はまだでの上つておりません。それから、この開発銀行の融資計画につきましては、この経営者に具体的な融資計画を立てて頂くという建前になつておるのであります。現在といたしましては、その計画を立てておらないのであります。こんなようなことで、只今資料を御要求になりまして、私どももいたしましては早急にはこれを調整いたすことが不可能な状況でございますので、その資料のできますのをお待ち下さるということになりますと、これはいつのことになるかわからんと、遺憾ながらそういうことを申し上げざるを得ないのでございます。その点を御考慮下さいまして御審議願いたいと思ひます。

○佐多忠隆君 我々が今までに示されておる資金計画は、さつき愛知委員のおつしやつたように、国庫の收支の問題と、それから産業資金の問題は單に設備資金で幾ら、或いは運転資金で幾らというふうな、その調達の方法を、大ざっぱに株式でどう、社債でどうというふうなものであつて、それでは産業別その他の計画がわかりませんので、産業別その他の計画がわかつて、そうして社債なり、株式で調達が可能であり、或いは更に事業別から見て市中銀行の貸出、或いは長期貸出では賄えないのだというふうなことが

もう少し数学的にはつきりしなれば、先ず第一点のこういう機關を設けることの必要ということすらも明確に呑み込みがでないのじやないかというふうにも考えますし、この問題は今始まつたのでなくて、すでに去年から構想としてお持ちになつていたんだし、そういう点の理由付けの資料は十分にあるはずでありますし、あるからこそこういうものに具体化して来たのだと思ひますので、そういう点は十分納得の行くように資料その他を整備して御説明を願ひたいと思ひます。特に愛知委員から冒頭に指摘されたように、非常に重要な法案でありますし、殊に今後の金融制度の再編成の問題等々にも直接関連するような非常に大きな問題であると思ひますので、成るべくそういう問題も十分に糾明した上で決定のできるような資料の御提出を是非とも願ひたい。それを要求したいと思ひます。

○油井賢太郎君 さつき愛知委員から申されまゝな広汎な要求は尤もだと思ひますが、一体この開発銀行はいつまで設立する政府のほうの意図であるか、それによつてこの法案の審議というものをどういうふうな運営するかというところが根本問題になると思ひます。それを先ず打合せを願ひたいと思ひます。

○政府委員(舟山正吉君) この開発銀行の構想がまとまりました以上は、私のほうとしてはできるだけ早く発足してもらいたいと思ひますが、四月中旬に法律案が通過いたしますが、四月中旬から下旬にかけて発足せしめたいと思ひます。その一つの理由といひましては、見返資金から二十六年

度における他産業として予定せられておりました金額も、實質上この開発銀行に吸収せられたのでございます。それでそれらの産業におきまして資金を待つておりますので、その意味からでもできるだけ早く開業させたいと考えております。

○油井賢太郎君 この法案が若し審議未了に終るようなことがあつた場合には、政府の対策はどうですか。これを一つ聞いて置きます。

○政府委員(舟山正吉君) 是非とも御協賛を得たいと、お骨折り願ひたいと存じます。

○大矢半次郎君 この法案は非常に重要な件であります。本件につきましては明日是非大蔵大臣に來て頂いて、理由の御説明をして、どうしても三月一ぱいに上げなければならぬから、その趣旨のこともよく御説明願つて、審議の促進を図つて頂きたいと思ひます。

○委員長(小串清一君) その通り取計らいます。

○佐多忠隆君 その大蔵大臣からそういう政治的な御説明を願ふことも非常に必要ですが、同時にさつき言ひましたような問題も併せて一つ詳細に御説明願つて、その上で審議を更に続けたいと思ひますので、その点も併せて是非要求して頂きたいと思ひます。

○委員長(小串清一君) 諸君の御希望の通りに計らいます。それでは本日はこれを以て……

○愛知揆一君 議事進行について……今の開発銀行法案の取扱はそれで了承いたしました。今関稅定率法の修正案について關係方面から回答があつたようであります。場合にによりまして

はそれを御報告を願つて、私の希望としては採決をして頂きたいと思ひます。

○委員長(小串清一君) 今日ですか。

○愛知揆一君 はい。

○委員長(小串清一君) ちよつと速記を止めて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(小串清一君) 速記を始め……引き続きまして質疑を願ひたいと思ひます。関稅定率法について。

○油井賢太郎君 この際政府に一点お伺ひして置きたいのですが、還元乳製品、その原料がいわゆる無機分の粉と、それからいろいろの有機分と別々にして輸入されているというのが現状です。その場合、粉のほうはコンデンスミルクの三〇％を適用するのだから、或いは片一方の有機分のほうは人造バターなどと同様に三五％を適用するかというふうな問題になるのですが、これは全然性質が違ふのです。そういう際において、又別に飲食物として三百四十一号に、砂糖を加えないものでその他の飲食物として二五％というふうなこともあるのです。一体どれを適用するかというのを明確にして頂きたいと思ひます。

○政府委員(平田敬一郎君) お話の品物につきましては、大蔵省としましては三百四十一号の二のその他二五％の適用を受けるものとしまして解釈して参りたいと存する次第であります。

○油井賢太郎君 それは、明確になればその点は了承しました。

もう一つ、パルプの件なんです。パルプは御承知のようにたしか五％だと思ひました。これが一体五％の課税をするのは適當かどうかということ

が、相當各方面で論議されているので、もう期間は過ぎちやつて、今からでは間に合はないと思ひますが、この点についての当局の見解だけを承つて置きたい。

○政府委員(平田敬一郎君) パルプにつきましては、御指摘のように、案を作りましては、御指摘の通りに、案を重ねた品目の一つでございます。基本論的には、やはり日本のパルプ産業はまだ關稅によりまして保護育成を図る必要がある、そうしまして行く限りパルプ産業の自給態勢を進めて行くということ、殊に……まあ極く最近の事情は必ずしもそうではございませんが、産業自体におきましては、日本のパルプ産業はカナダその他の世界のパルプ産業の上におきまして相當強い影響を受ける虞れ等もございますが、關稅政策といたしましてはやはり保護すべきものの一つである、こういう見地に立つておられるわけでございます。ただ關稅率といたしましては、現在のところ相當国内のパルプ産業も盛んにやつておりますし、非常に高い關稅率を設けてこの際やるほどのことも必要なからう。基本的にパルプ産業の保護という点を予想しまして、この際としてはその他の産業に及ぶ影響も考へて、關稅率の最低五％と、この税率で課税するのが妥當である。こういう結論に到達いたしましたので、原案を作成いたしました。うなわけでございます。

○杉山昌作君 關稅率の定率法の適用についてもう一点お伺ひいたして置きたいのですが、最近アメリカから大豆の油の搾り粕が輸入されておりますが、これは満洲あたりの搾り粕のような豆板になつておりませんが、荒い粉

状を呈しております。併しながらこれらの用途等は豆粕と同じようなものであると。ところが実際はちよつと見たところはきれいだし、ということ、これを二百十二号の穀粉というようなことで当てはめるやの話も聞いておりますが、実際に申しますと、やはり千七百四十七号の豆粕が本当かと思ひますが、その点如何でございますようか。

○政府委員(石田正君) お話のありました大豆粕でございますが、これは満洲から参りますものは、何と申しますか、割合に板になつておりまして、それからばらになつておりまして、相対目、荒いものが多かつたわけであり、併し満洲から来ましたが、今でも、必ずしも荒いものばかりでありませんで、或る程度細くなつたものもございます。こういうものは、従来の慣行から申しても油粕というふうな処理しているわけであり、なお最近大豆粕が満洲方面から入りまゝで、アメリカ方面から入つて来るのでありまして、この場合といたしましては、満洲から参りましたものよりも細かくなつてゐるというふうな工合に見られるのであります。併しながらこれは小麦粉やそれから本当の大豆を引きまして、ききなこというふうなものは、見まして大分違つておりまして、そういう点から申しまして、従来の慣行の通りこれは油粕に処理するのが適當ではないか、かように考へてゐる次第であります。

○吉田法晴君 一点だけお尋ねしたいのですが、修正に當りまして原油、重油等は関税がなくなる。そうしますと原油、重油等で外国から入りまして、

そうして国内で精製しておられる、その国内で精製する施設につきましても、国内産業以外の産業が相当ある実情でありますので、国内産業としての石油採取業の整理統合と申しますか、安い外国の油に日本の国内産業が圧倒せられませんかという心配があり、なお又精製業者にしましても殆んど外国出資の入つておりますものに譲るのではないか、こういう心配をされているわけであり、今後これは税率の問題とだけではないに、産業政策の問題として大きな問題だと思ひますから、問題があとに残ると思ひますから、問題がこれらの将来につきましても一応この参議院の修正案が通るといたしましてどういふ影響が国内産業にあるか、今の心配の点について一つお尋ねをいたして置きます。

○政府委員(平田敬一郎君) お尋ねの趣旨は、原案におきましては原油、重油に対して一〇%の案でございます。すの、ゼロにした場合におきまして国内の採油業に対してどういふ影響があるか、こういう御趣旨かと思ひますが、そういう問題でございますれば、これは私も国内の原油の保護育成を図るというところは緊急であるというふうな考へまして、原案を作成いたしました。ような次第でございますが、ただ衆議院の修正いたしましたのは、一面において現在の関税率はもとより定まりましたときにおきましては、重油が大体一割五分から二割の関税率であつたのであります。従量税でありましたために殆んどゼロに近い状態に現在なつております。併し私どもは、そういう関税率をこの際改めるのが適當であるかと考へたのでございますが、他方に

おきましては、漁業用の油に及ぼす影響、その他一般消費者に及ぼす影響等が考慮されて、衆議院で無税というところで修正に相成つたのでござい、す。そうしまして極く最近の事情等から申しますと、運送費等が大分高くなつておりまして、国内の原油と外国の原油との間にむしろ若干外国の原油のほうが高いといつたような極く最近の事情等もござい、す。かような修正に相成つたものと考えている次第でございます。政府としましては、この免税の期間は一年という限定がついておられますし、その期間におきましても若しも重要な事情の変化がありますれば、これは又改訂いたす必要があろうかと思ひます。ごさい、す。

○委員(小串清一君) 質疑はもうありません。……別段御発言がありません。……質疑は終了したものと認めまして、これより討論に入ることにより御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小串清一君) 御異議ないと認めます。

よつて討論に入ります。御意見のありのかたは、それへ賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○大矢半次郎君 私は衆議院送付の案

に對しまして、修正の動議を提出いたします。

その第一は、こゝろやんについてでありまして、農業の振興は、畜産の普及に待たなければなりません。畜産の普及は、飼料の供給に依存しているものであります。従つて飼料の確保は、食糧と共に経済自立の根本要件と云うべきであるのであります。こゝろやんは、外からの輸入に待たなければならぬ現状にあるのであります。而も輸入に比して相当高価でありまして、輸入関税を設けなくとも国内産業の圧迫を来たす虞れがないのであります。かかる現状におきまして、関税を課すること、畜産に重大な脅威を與えることとなるのであります。よつてこゝろやんに對しましては、こゝろやんと同様差当り一年間輸入税を課さないこととする必要があるものであります。

次に菜種及びからし菜の種についてであります。菜種及びからし菜の種は、国民栄養の基盤たる食用油の原料であり、その供給の大部分は、海外からの輸入に待たねばならない実情にあるのであります。従つて国内における菜種の増産に努めることは、刻下の急務であり、これがための保護政策として輸入税を課することは、当然肯定されるべきところであります。その輸入品の価格が国内品より甚だしく上廻つております現在、輸入税を課することとは、輸入難に一層拍車をかける結果となりまゝすばかりでなく、徒らに食用

油の価格の高騰を來し、国民生活に重大な脅威を與へることとなるのであります。よつて差当り一年間、暫定的措置として大豆及び落花生と同様輸入税を免除する必要があるものであります。

次に建築染料についてであります。建築染料工業は、終戦後GHQの熱心な指導と研究奨励金の交付或いは国家資金の融資など国の保護育成によつて着々と改善発達を遂げまして、ここ数年にして工業化の完成が期待されるような域に達するに至つたのであります。昭和二十六年第一四半期の染料生産計画におきましては、建築染料の銘柄二十八品種中国産十八品種、近く國産化を予定されますものは三品種でありまして、これら品種の生産数量は、全消費量の八割に上る状況であります。若し建築染料に対する税率を一割五分に低減いたしますときは、漸く國産化完成の途にありまゝす建築染料工業は、外国品の脅威を受けまして、危殆に瀕する結果となることは必然であるのであります。建築染料の関税率は、重要産業等に対して適當な保護関税を設けるという今回の関税率の改正方針に照らしましても、定率法別表に定める通り二割五分とすべきであります。なお、建築染料以外の染料のうち國産化されてゐないものは百四十九品種もあり、これらのものの関税率よりも建築染料の関税率を低減する合理的な理由は認められないのであります。従ひまして私は以上三品目について、お手許に配付してありますような修正案を動議として提出いたします。

修正案を読み上げます。

関稅定率法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

「二〇九 とうもろこし」	「二〇八 こうりやん」
附則第五項 二二一 豆類	二〇九 とうもろこし
の別表甲号中	二二一 豆類
一のうち大豆	一のうち大豆
三 落花生	三 落花生
二二五 菜種及びからし菜の種	

に改める。
「七〇五 合成染料」
同項の別表乙号中 六 建築染料
乙 その他 一割五分」を削る。

○杉山昌作君 只今の矢野委員の修正動議のほかに、更に私は衆議院から廻つて参りました案に対して修正の動議を提出するものであります。これは御承知のように、産業設備は今日これを更新し、その近代化を急速に図らなければ、経済の自立達成もむずかしいかと思つてあります。この産業設備の更新、近代化を実現させるために、国内において製造することの困難な外国機械類の輸入税を免除し、その輸入を促進させる必要があるという意味で、修正の動議を提出するものであります。その修正案は次のようなものでございます。

附則第六項を第九項とし、第七項を第十項とし、第五項の次に次の三項を加える。

6 関稅定率法別表輸入稅表第十六類に掲げる機械類のうち左に掲げる要件をそなえるもので、政令で定めるものの輸入税は、政令の定めるところにより、昭和二十七年三月三十一日までの輸入については、これを免除する。

一 新式又は高性能の産業用機械類で、わが国において製作が困難であること。

二 わが国経済の自立達成に資する産業の用に供する機械類であること。

7 前項の規定による輸入税の免除を受けた機械類を輸入した者が当該機械類をその事業の用以外の用に供した場合には、政府は、その者から国税徴収の例により輸入税を追徴する。

8 第六項の場合には、関稅法（明治三十二年法律第六十一号）第二百一十條二第三項の規定を準用する。

以上であります。

○油井賢太郎君 私は只今大矢委員並びに杉山委員から提出されました修正案に賛成をいたします。

○委員長（小串清一君） 吉田君。

○吉田法晴君 社会党といつたしまして、先ほど衆議院送付の原案に対して修正意見が述べられたのであります。が、なおそのうちの菜種、からし菜の種につきましては、こうりやん、とうもろこし等はこれは国内産の生産量も大して言うべきものもございませんし、免税することに賛成をするのであります。が、次の菜種につきましては、これは現状においてはとにかく、今後にお

いて相当国内産の菜種等の圧迫を受ける心配等もございまして、社会党としては賛成をいたし兼ねるところであります。なお又この五一九の一におきまして、原油、重油、及び粗油が免税せられる結果になりますと、これとの関係において二の甲及び乙を十、二十と存じますことは、国内の石油産業を今後圧迫し、或いはただ利潤を得させますのは、外国の石油を輸入いたしまして精製いたします、而も国内産業でなくて、その他の外国資本等によるみ利するといふような結果に相成りますならば、この点について問題が生ずると思つたので、修正をすべきだといふ意見と共に免税をすべきだといふ意見を持つておりますが、この問題につきまします当委員会での審議に關連いたしまして、不満でございますが修正に賛成をせざるを得ない。こういう意見を述べて置きたいと思つております。

○委員長（小串清一君） ほかに御発言もないようでありますから、討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

○委員長（小串清一君） 御異議ないことを認めます。

○委員長（小串清一君） 御異議ないことを認めます。

○委員長（小串清一君） 御異議ないことを認めます。

○委員長（小串清一君） 御異議ないことを認めます。

○委員長（小串清一君） 御異議ないことを認めます。

○委員長（小串清一君） 御異議ないことを認めます。

○委員長（小串清一君） 御異議ないことを認めます。

次に杉山委員の修正案を議題といたします。この修正案に賛成のかたの挙手を願います。

○委員長（小串清一君） 御異議ないことを認めます。

○委員長（小串清一君） 御異議ないことを認めます。

○委員長（小串清一君） 御異議ないことを認めます。

○委員長（小串清一君） 御異議ないことを認めます。

○委員長（小串清一君） 御異議ないことを認めます。

○委員長（小串清一君） 御異議ないことを認めます。

○委員長（小串清一君） 御異議ないことを認めます。

○委員長（小串清一君） 御異議ないことを認めます。

理事

委員

衆議院議員

通商産業大臣

政府委員

大蔵省主計官

日本専売公

社監理官

大蔵省主計

局法規課長

大蔵省主税

局税関部長

大蔵省銀行

局長

通商産業

政務次官

事務局側

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

大矢半次郎君

清澤 俊英君

杉山 昌作君

木内 四郎君

愛知 揆一君

岡崎 眞一君

黒田 英雄君

山本 米治君

吉田 法晴君

佐多 忠隆君

野溝 勝君

松永 義雄君

小宮山常吉君

小林 政夫君

高橋龍太郎君

山崎 恒君

油井賢太郎君

森 八三二君

内藤 友明君

横尾 龍君

西川甚五郎君

久米 武文君

佐藤 一郎君

平田敬一郎君

石田 正君

舟山 正吉君

首藤 新八君

木村常次郎君

小田 正義君

小田 正義君

小田 正義君

小田 正義君

小田 正義君

小田 正義君

小田 正義君

小田 正義君

小田 正義君

小田 正義君

説明員

大蔵省銀行
局総務課長 杉山知五郎君

通商産業省通商
振興局経理部長 石井由太郎君

農林省農政局植
物防疫課勤務 井上 膏次君

三月二十八日本委員会に左の事件を付託された

一、復興金融公庫に対する政府出資等に関する法律の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は三月十六日）

一、たばこ専売法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は三月十七日）

昭和二十六年四月十六日印刷

昭和二十六年四月十七日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所